

多元的環境アセスメント技術指針(案)

環境影響評価法に基づく計画段階配慮事項の検討に係る主務省令の規定を踏まえ、広島市環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づく技術指針の構成を基にして、全ての事業に適用できる技術指針を策定する。その主な記載事項は次のとおり。

1 複数案の設定（事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図る） <技術指針(案)第3章第1節>

- (1) 対象計画事業を実施する区域の位置、対象計画事業の規模又は対象計画事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- (2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象計画事業を実施する区域の位置又は対象計画事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象計画事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象計画事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- (3) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象計画事業に代わる事業の実施により当該対象計画事業の目的が達成される場合その他対象計画事業を実施しないこととする案（以下「ゼロ案」という。）を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、ゼロ案を含めるよう努めるものとし、ゼロ案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

2 多元的環境アセスメントの項目等の選定（環境影響評価法に基づく基本的事項を踏まえて条例技術指針を基に作成）

(1) 多元的環境アセスメントの項目の選定 <技術指針(案)第3章第4節>

項目は、条例技術指針別表2から抽出した影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素を条例技術指針別表3の中から抽出し、事業特性、地域特性及び影響要因による影響の程度を勘案して選定する。

(2) 多元的環境アセスメントの項目の区分ごとの調査、予測及び評価の基本方針 <技術指針(案)第3章第5節>

ア 「生態系」を除く選定項目

条例に基づき事業実施段階で行う環境影響評価の場合と同じ。

イ 「生態系」に係る選定項目

自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境など、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること（条例に基づき事業実施段階で行う環境影響評価より簡便な手法）。

【参考：条例に基づき事業実施段階で行う環境影響評価の場合】

地域を特徴づける生態系に関し、調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、次に掲げる視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

- (1) 上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）
- (2) 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）
- (3) 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）

(3) 調査の手法の選定 <技術指針(案)第3章第6節第1項>

原則として、文献その他資料を入手し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

(4) 予測の手法の選定 <技術指針(案)第3章第7節第1項>

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法とする。

ただし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法とする。

(5) 評価の手法の選定 <技術指針(案)第3章第8節第1項>

ア 位置等に関する複数案が提示されている場合

複数案ごとの選定項目について環境影響の程度を整理し、及び比較する。

イ 位置等に関する複数案が設定されていない場合

対象計画事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象計画事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する。